

一九二〇年代農政指導の検討（二）

——産業組合中央会会頭志村源太郎をとおして——

森 邊 成 一

はじめに

一 財閥ブルジョアジー——農業団体指導者

〔補論〕 二〇年代農業関係諸団体の展開と志村（以上本号）

二 二〇年代農政の政策決定過程と志村源太郎

三 志村源太郎の農政構想

むすび

はじめに

第一次世界大戦による経済的社会的構造変化を経た一九二〇年代は、わが国近代政治史に於ける、政治的改革の高揚期であった。したがって、二〇年代農政もまた、それに先立つ官僚に主導された地主的農政とは、性格を異にするものとして展開した。そのような一九二〇年代の農業政策の内容については、既に、多くの研究が蓄積され、その内容は相当程度明らかにされている。⁽¹⁾ そうした中で、本稿が課題とするものは、二〇年代農業政策の具体的内容ではなく、むしろ農業諸政策の形成、立案、決定に於ける農政指導の特質である。⁽²⁾

この点にかかわる、二〇年代農業諸政策の形成・立案・決定に於ける一つの特徴は、各農政分野に於ける審議会の設置⁽³⁾であり、そこでの政策課題の吸収、政策の検討および政策への同意調達である。こうした手法が農林省によってとられた背景には、専ら生産力向上を志向していれば事足りた明治農政段階とは異なった、農業政策それ自体の分化・複雑化という事情とともに、農業政策の対象であり政策遂行のにない手たる各種農業諸団体の確立ないし自立性の強化があった。こうした機能的な農業諸団体の自立性の拡大に伴う圧力団体化⁽⁴⁾、あるいは諸審議会に包摂されぬ小作人や地主の階級的な団体組織の登場と闘争は、それ自体が二〇年代「大正デモクラシー状況」⁽⁵⁾現出の一側面であり、二四「大正一三」年護憲三派内閣の成立⁽⁶⁾政党政治確立という政治体制の再編も、そうした「状況」を社会的背景として進行する。さらに、二〇年代には、たび重なる恐慌⁽⁷⁾と国家財政の危機の進行の下で、農産物価格維持、農村減税、土地政策、国家の救済資金の投下などの諸政策をめぐって、地主的農業利益と資本家的金融・工業利益との厳しい利害対立も顕在化した。農業政策の決定もまた、この対立に規定されざるを得ないものとして展開する。このような中で、農業政策の形成・立案・決定を主導した人物や理念が何であったか、この点を明らかにしようというのが本稿の課題である。

この点では、まず、二〇年代「石黒農政」⁽⁸⁾と呼ばれるような、農林官僚による農政指導の位置づけが問題となる。確かに、この時期の農業政策の企画・立案にあたっては、農林官僚石黒忠篤が、その情熱と見識故に、大きな影響力行使し得たことは否定できない。とはいえ、「石黒農政」の核心をなすとされる土地政策⁽⁹⁾小作法制定が、農務省内の一審議会（小作制度調査委員会）内で、そのオリジナルな形態に於いては否定・挫折せしめられており、石黒ら革新的農林官僚の影響力も、二〇年代に於いては、（農商務省）農林省内に於いてすら、限定されたものであったことを確認しておく必要がある⁽¹⁰⁾。そもそも、政党政治が成立・展開する二〇年代に於いては、他の行政諸官庁とと

もに、農林官僚もまた、既成議會諸政党及びそれら政党に影響力を持つ他の利害集團の政策や要求から自由ではありえなかつたからである。

あるいはまた、帝国農會に代表されるような地主的農業利益に発する農政運動の位置づけも問題とならう。二〇年代に、帝国農會は、自己の利益要求を、全既成議會政党による政策化と政党間の政治的争点化というかたちで、政治過程に反映させることに成功したからである。しかし、結局、帝国農會の利益要求の主要部分はほとんど実現されることなく終わった。⁽¹¹⁾ 地主的農業利益の影響力も、二〇年代にはまた限られたものだったのである。この点では、地主的農業利益と資本家的金融・工業利益が競合し、さらには地主的利益要求と農林官僚の政策志向との乖離が進行する中で、帝国農會の農政運動に見られるような、会員の動員・集会・決議・陳情↓衆議院の農政議員の動員といった、いわば声高な圧力活動が、政策決定過程に参入し影響力を行使するのに、どこまで有効な手段であつたかと問われなければならない。

ところで、一九二〇年代には、そうした帝国農會を頂点とする系統農會組織に対して、産業組合（農業協同組合）が台頭し、やがて三〇年代に産業組合が農政の中軸的担当機関となつていく前提が形成されている。そうした二〇年代の産業組合台頭の背景には、第一次大戦を経ての農民的小商品生産の発展とそれを基礎とする農民経営の前進が存在しており、そうした発展・前進を踏まえることで、産業組合は経済事業団体として、それ以前の官僚統制や系統農會の後見から、自立することが可能になつた。⁽¹²⁾ しかも、自立性を高めた産業組合は、二〇年代全体を通じて、引続き政府の援助と保護を引き出すことに成功した。産業組合中央金庫の設置に代表されるような、明治期に始まる利益要求の大半が、二〇年代に於いて着実に実現されていくのである。こうした政府との関係にもかかわらず、産業組合指導者は、末端産業組合理事者の政党活動や政府への陳情・圧力活動等を敢しく否定してゐた。⁽¹³⁾ 政府や政党への組織的圧

説
論
力活動を自ら否定した産業組合が、政府から利益を引き出し得たのは、はたして何故であろうか。
いずれにせよ、以上のような疑問に答えつつ、二〇年代農政指導の特質を明らかにするためには、政党政治の成立
という政策決定にかかわる政治的枠組みの変化を踏まえて、単に農林省内にとどまらず、広く農業諸団体・組織及び
政党政治の担い手たる議会諸政党、さらには財閥金融資本や国家財政当局との全体関連の中で、農業政策の政策決定
過程が追究されねばならないであろう。そこで、本稿は、産業組合中央会会頭志村源太郎（一八六七—一九三〇）を通し
て、二〇年代農政指導の特質解明という課題の一端に迫りたいと思う。何故なら、志村こそは、財閥ブルジョアジ
ーの一員でありながら、中央会会頭として産業組合を指導する立場にあり、財閥資本家と農業諸団体の結節点に立ち、
山県政治官僚とも、既成議会諸政党とも気脈を通じ得る政治的地位にいたと考えられるからである。いわば、本稿
は、財閥資本家に主導される戦前期二〇年代農政の、政策決定過程に於ける、動態を明らかにすることを目指すもの
である。

(一) 最近の研究成果を踏まえ、二〇年代を含む戦間期農業政策の簡潔な整理としては、坂根嘉弘「わが国の戦前における農業政
策の展開」山本修編『農業政策の展開と現状』一九八八年の第一章三節がある。二〇年代農政の新たな展開は、通説的には、
①小作調停法・自作農創設維持政策にみられる土地政策 ②米穀法に代表される農産物価格維持政策 ③産業組合をはじめ
とする農業・農民団体の育成策、と総括できる（暉峻衆三『日本農業問題の展開 上』一九七〇年 二九一頁）。また、二〇
年代農政の性格規定としては、「小生産者層を主たる政策対象として、彼らを体制内部にとりこむことをねらう」「帝国主義
」独占資本主義の支配体制の確立にみあった、いわば社会政策的農政」という評価が与えられている（暉峻衆三編『日本農業
史』一九八一年 一六二頁）。この点、体制への統合のあり方いかん、という「統合論」の観点から、戦間期の農村問題を取
り上げるものに、伊藤正直ほか『戦間期日本の農村』一九八八年がある。さらに、小作調停法を中心とする戦間期土地政策の
最新の研究成果には、坂根嘉弘『戦間期農地政策史研究』一九九〇年をあげることができる。こうした研究を踏まえつつ、本
稿は、農業政策の政策決定過程にもっぱら着目し、前述のような特長をもつ二〇年代農政が、誰によって、どの様な理念に基

づきつつ、主導されたのか、明らかにすることをめざしている。

- (2) 本稿は「農政指導」という言葉を、農業政策をめぐる政策課題の形成、政策作成、政策決定をそれぞれ主導した指導的人物のリーダー・シップという意味で用いている。

- (3) 一九一〇年代後半からの、主要な農業関係の審議会をあげれば、一五「大正四」年米価調節調査会、一八年臨時国民経済調査会、一九二〇「大正九」年小作制度調査委員会、二三年小作制度調査会、二四年帝国经济会議農業部、二六年小作調査会、二七年蚕糸委員会、人口食糧問題調査会、肥料調査会、二九年米穀調査会がある（年次は設立された年）。尚、審議会を媒介とした政策立案という方式は、二〇年代の農業政策に限らず、外交、軍事、経済、教育に於いても同様に見られる（利谷信義・本間重紀「天皇制国家機構・法体制の整備」中村政則編『大系国家史 5 近代Ⅱ』一九七六年 所収参照）。また、こうした手法が政府官僚によってとられた背景には、政党政治成立の政権の交替の下での「政策の一貫性」の確保、「省庁間での政策面での調整機能」があげられる（加瀬和俊「経済政策」一九二〇年代史研究会編『一九二〇年代の日本資本主義』一九八三年 三八九・三九〇頁）。

- (4) 農業関係諸団体は、一〇年代を通じて設立ないし確立している。例えば、一九〇九年産業組合中央会、一〇年帝国農会、一五年蚕糸業同業組合中央会、同年中央畜産会、一九年帝国森林会が、それぞれ設立されている。また、これら団体の利益団体化については、補論および第二章で触れることとなる。

- (5) 小作争議を闘う農民組織としては、一九二二年に日本農民組合が成立、それに対する地主の階級的対抗結集組織として、二五年に大日本地主協会が成立している。農民組合運動については、さしあたり、宮沢正男編『農民組合運動史』（増補改訂版）一九七六年、農民運動史研究会編『日本農民運動史』一九六一年等を参照。また大日本地主協会については、清水洋二「大日本地主協会の研究」『拓殖大論集』一四六号一九八四年一月を参照。

- (6) 大正デモクラシー状況とは、「一方においては権力の主体の多元化、他方においては政治的底辺の拡大とそれともなう非国家的利益主張の噴出」として定義される（三谷太一郎『日本政党政治の形成』一九六七年 一八七頁）。

- (7) 一九二〇年代に日本経済は、二〇年反動恐慌、二三年震災恐慌、二七年金融恐慌、二九年起点世界大恐慌↓三〇年昭和恐慌を経験した。

- (8) 「支配体制転換構想の環ともいえるべきブルジョア的な農業綱領を提起」したものとして、二〇年代の石黒農政を意義づける

ものに、竹村民郎「農政に於ける一九二〇年代」同「独占と兵器生産」一九七一年がある。しかし、小作法研究資料がそうした客観的意義をもつとされることと、それが直ちに一九二〇～二二年時点で「政治権力における対立」（小倉武一）に反映され得たかどうかは、自ずから別の問題である。竹村氏は、石黒農政構想の意義を高く評価するあまり、二〇年代に於ける石黒の政治力を過大に評価していると思われる。一課長（石黒）の原案を省内の審議会で否定するのに、竹村氏がいうような「一連の政治的陰謀」（同書三三七頁）が必要であるとは思えない。

(9) 石黒の政策意図は、小作制度調査委員会に提出された小作法研究資料Ⅱ第一次石黒幹事試案に、オリジナルなかたちで示されていると、本稿は考えている。しかし、そうした石黒の意図は、小作制度調査委員会に於いて否定され、小作法制定が棚上げとなり、小作争議調停法の審議へと変質させられた。この過程については、前掲竹村論文、小倉武一『土地立法の史的考察』（小倉武一著作集 第二巻）一九八二年 所収、広中俊雄『農地立法史研究 上巻』一九七七年等の研究が既に詳細に明らかにしている。尚、この挫折の中から石黒らは「役人の狡知」（大竹啓介編著『石黒忠篤の農政思想』一九八四年 四七九頁）を働かせ、小作調停法の実際の運用に争議の調停を通じて、事実上の小作法的な秩序を拡大していく。この点については、前掲坂根『戦間期農地政策史研究』が詳細に検討するところである。

(10) そもそも、小作制度調査委員会設置・運営の経緯からして以下のようなものであった。まず、石黒農務課長の上司である岡本農務局長は、小作分室（小平権一分室長）の設置を「あまり好まれなかった」が、小作争議の「加速度」的拡大があり、放置すれば「農林省は何をしておるか」という批判を浴びることになるので、「方法を発見するための調査」という石黒の説得に応えて、小作分室および「小作制度調査委員会」を置いた（日本農業研究所蔵『石黒忠篤氏談 第三回』（生原稿）一五二・一五三頁）。また、農地制度の改革を自作農創設を中心に進めるか小作制度の改善に小作法制定を中心に進めるかという基本路線をめぐる「難問」に対して、小作法制定を石黒が決断した際も、「その当時はもう、岡本「農務局長」さんはジュネーブに行っておしまいになったし、山本「達雄農商務」大臣は、むしろこれは下から持ち上げた問題だから、そう熱はなし、田中次官は特許とか鉱山の方のなにてありまして、いなかの事情はよくご存じですけれども、まあ、あまりそういうことに通じておられない、と言うような事情で、私が「小作法制定と」お答えするほかない。悪口言うのは、「留守を狙いやがったんだ」と言うようなことを地主さんから言われた。ま、そう言われてもしかたない」と、石黒の述べするような事情があった（『石黒忠篤氏談 第五回』二八一—三〇頁 尚、「」内は引用者の補足、以下全て同じ）。小作争議の「加速度的」増加・拡

大に対応して、小作制度の改善という政策課題をいち早く吸収し、小作法・小作組合法制定という政策オプションを提示した石黒の手腕は、並外れたものである。しかし、そうした政策が法律として公布される至るには、農商務省の省議を経、帝国議会の審議・採決を受けるという政策決定過程を経る必要がある。局長・次官・大臣の支持のない石黒課長の原案が、『朝日新聞』のすっぱ抜き(二年一〇月)によって地主層を中心とする一部世論の批判に直面すれば、省内で棚上げし否定されてしまうことは、むしろ当然のことであろう。実際に、省内での合意と政党的支持を獲得するには、さらなる小作争議の拡大・激化という外的条件の促進と政策自体の再検討が必要であった。尚、この点については、拙稿「一九二〇年代における自作農創設維持政策と小作立法の展開過程」(三)(四)(五)名古屋大学『法制論集』一一五・一一六・一一七号一九八七年六・八・一二月に於いて不十分ながらも考察を試みた。

- (11) この点については、宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党」(一)(二)(三)『国家学会雑誌』九三巻七・八・九・一〇、一一・一二号一九八〇年が、詳細に検討している。宮崎氏によれば、帝国農会を中心とする利益要求の主要なものは、米価維持政策に代表される農産物価格維持政策、小作問題の解決を目指す自作農創設・小作関係諸法の制定、および租税負担の軽減である。尚、宮崎氏は、これらの要求が「地主小作人を一体とみた農業者利益の擁護」を志向するものであることを随所で強調している。しかし、宮崎氏も「農村全体を代表する篤農地主という擬制」(傍点は引用者)を維持するためには「地主小作人間の利益の共通性を強調する必要がある」とされており(一)(五七頁)、帝国農会の利益要求が、実際には地主的農業利益を擁護するものであったことを否定してはいない。この点では、栗原百寿氏の「地主層がいわゆる農業者の利益代表として、全農民の利益を代表する前衛として進出し、地主の利益と矛盾しなかり一般農民の利益を擁護代表して、地主と農民層との協調をおし進めていったということである」(栗原「帝国農会を中心とした系統農会の農政運動史」『栗原百寿著作集 第五卷農業団体論』一九七九年 一五六頁)という指摘が、当を得たものであろう。

- (12) この点については、補論で、きわめて概略的ながら触れる。

- (13) この点については、宮崎隆次「大正デモクラシー期の産業組合」『協同組合奨励研究報告』第七輯一九八二年一四三頁を参照。但し、第二代産業組合中央会会頭志村源太郎が、産業組合理事者の政党関与や圧力活動を明確に否定しているのは、単純に政党を敵視しているからではない。むしろ、結論をさきどりして言えば、圧力活動によって政府から利益を引き出すことは、産業組合や組合員たる農民の経済的自立自助を妨げ、政治的にはデモクラシーを利権政治化する危険性を見ていたから

である。こうした点については、第三章で検討することとなる。

一 財閥ブルジョアジー—農業団体指導者

本章に於いては、まず、志村の伝記的事実の概略を確認しながら、農業関係諸団体及びそれを取りまく政財界の中で、彼が如何なる地位を占めていたのかを確認する。⁽¹⁾

志村源太郎は、一八六七「慶応三年、山梨県南都留郡西桂村（現富士吉田市）に、平民志村宇平の長男として生まれている。後、横浜に出て、洋学者真下晩松の融貫塾の内弟子となり、大学予備門に入学、一八八九「明治二二年東京帝国大学法科を首席で卒業。⁽²⁾その後、東京農林学校教授（校長は高橋是清）を経て、翌九〇年農商務省に入省している。この時期、教員・官吏の傍ら、織田一、須藤緑堂、有賀長文らともに雑誌『利國新誌』（八九年一〇月創刊）九〇年一二月二号廃刊？）を発刊した。⁽³⁾ ついで、志村は、九二年農商務大臣後藤象二郎の秘書官となり、彼の知遇を得、翌年後藤の媒酌で三菱財閥—岩崎弥太郎の妹藤岡左喜子の次女久万猪（後に直子と改名）と結婚した。この結婚によって、三菱財閥—岩崎家の一族となり財閥ブルジョアジーに連なるとともに、後の憲政会総裁・総理大臣加藤高明や憲政会（↓民政党）内閣の外相幣原喜重郎と閥閥によって結ばれることとなった（図一）参照。⁽⁴⁾

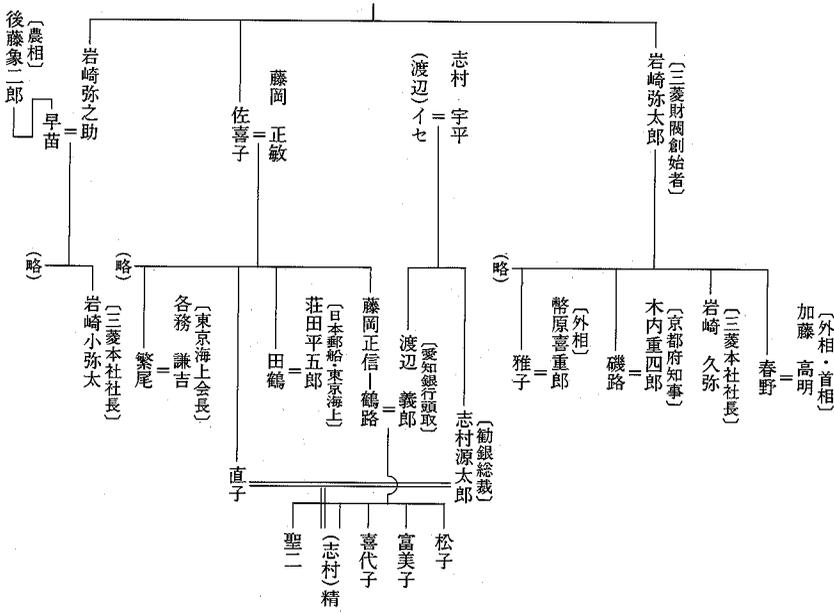
そうした閥閥関係を持ちながらも、志村は、九七「明治三〇」年三〇歳で農商務省工務局長に進み、職工条例—工場法の立案・成立に尽力する。⁽⁵⁾ 日本の労資関係は、家族的温情関係であるとし、工場法制定の時期尚早を唱える波沢栄一ら財界主流に対して、志村は、「日本の工業が段々発達するに従って、「労資間の」家族的関係が消滅して、契約的になって、従って法律の關係に移ると云ふことは免れ難い」ことであり、また工場間の自由競争が生産費減少を要請し「自然と職工の利益を減少すると云ふ結果にな」るが故に、工場法を制定して職工を保護し、これをつうじて「職工

の生産力を高くすることが必要であると、同法の制定を強く主張していた。⁽⁶⁾ この主張に見られるように、早くから志村には社会政策的志向が顕著であり、この点では、一九二〇年代の所謂「社会政策的農政」を考える上で十分注目されてよい。

しかし、工場法の成立を見ないまま、翌九八年四月、志村は、第三次伊藤内閣の蔵相井上馨の命を帯びて官を辞し、日本勸業銀行相談役として、勸銀総裁河島醇等とともに、折から恐慌に遭遇していた関西地方の各紡績会社の救済にあたった。⁽⁷⁾

その後、九九年勸銀重役内の軋轢を避け、職を辞し、横浜正金銀行に移り、翌一九〇〇年海外支店検閲のため欧米各国を巡遊する。帰国後しばらく正金銀行にあったが、一九〇二「明治三五」年日本勸業銀行に副総裁として迎えられ、長らく副総裁の地位にあった。一九一一「明治四四」年山本達雄勸銀総裁の第二次西園寺内閣蔵相就任によって、志村は勸銀総裁に昇格就任する。このとき、政友

〔図-1〕 志村・岩崎家系図



(出所) 早川隆『日本の上流社会と閥閥』(1983年) 56~57頁, および家の光協会『協同組合と志村源太郎展目録』(1970年) 16頁より作成。

会領袖内相原敬は野田卯太郎を勸銀総裁に押す（勸銀役員任命権は政府、大蔵大臣にある）が、山本藏相は政党人が直接政策金融に関わるのを嫌い志村をそのポストにつけていた。⁽⁹⁾

そもそも、日本勸業銀行は、松方正義の立案によって、「農業工業の改良発達」を目的とする長期信用機関として、人事・経営に対する政府の強い監督権限の下、事実上の半官半民の株式会社形態をとって、一八九六「明治二九」年設立されたものである。そうした勸銀の農業部面への政策金融は、日露戦後に於いては、第二次桂内閣の山県系政治官僚（農商務相大浦兼武、内相平田東助）の農業政策に対応する形で、耕地整理事業と産業組合（信用組合等を含む協同組合）育成に向けられていた。前者については、一九〇九年耕地整理組合への貸付、一〇年には大蔵省預金部（郵貯）資金の勸銀をつうじての貸付開始と展開し、耕地整理事業の推進を主導した。⁽¹⁰⁾ 後者については、同じく一九一〇年から産業組合への大蔵省預金部資金の貸付が開始されるとともに、一〇年・一一年の二度の勸業銀行法改正によって、産業組合貸付に総じて消極的であった各府県農工銀行を経由せず、勸業銀行が直接に産業組合および産業組合連合会に定期償還または年賦償還貸付が行えるようになった。この改正にあたっては、志村が、勸業銀行の後見人ともいうべき松方正義及び井上馨の「両元老を説くと共に、産業組合界の大先輩たる平田「東助」子爵に謀り、其了解を得」⁽¹¹⁾る等の努力を行なっている。さらに、総裁就任後の一二「大正元」年、志村は、勸銀内に、耕地整理や産業組合等への貸付事務を所管する公共貸付課を新設。同時に産業組合に対する貸付前後の信用調査について、産業組合中央会と協定し、産業組合の借入れ申込は中央会の仲介によるものとし、同時に、中央会に対しては年額四千万円の信用調査費を交付し、その事業を助けた。⁽¹²⁾ その後も、勸銀は、一七年に、信用（産業）組合連合会を経由しての貸付方針を採用し、連合会の育成を資金面から援助するとともに、「連合貸付を通じて組合金融のあり方についての指導」⁽¹³⁾をも行なった。これらは、勸業銀行を産業組合の「中央の金融機関」⁽¹⁴⁾たらしめようとするものであって、いずれも「志村総裁以下当行」

銀」首脳部の組合貸付に対する一つの積極性⁽¹⁵⁾の現れであった。東大時代に、お雇いドイツ人教官で、ドイツの協同組合を紹介しその日本への導入を説いた『日本振興策』の著者、エッゲルト (Udo Eggert) の講義に強い影響を受けたことが、こうした志村の産業組合育成政策への積極的な貢献を思想的に支えていたのである。⁽¹⁶⁾

こうして、日本勸業銀行総裁の地位につくことによつて、志村は、三菱財閥・岩崎家の一員たるにとどまらず、金融界トップの一員として独自の地歩を固めることとなった。さらに、その勸業銀行が農業部に於ける政策金融の中心に位置することから、志村は、産業組合と密接な関わりをもつこととなった。その結果、産業組合中央会会頭平田東助とつながり、山県閥幹部平田東助を媒介として権力中枢に足がかりをもつこととなり、そこからまた産業組合を越えて農業関係諸団体に関与することになっていく。既に、一九〇九「明治四二」年に産業組合中央会幹事、翌一〇年に帝国農会の政府任命特別議員に就任し、ついで、一四「大正三」年に産業組合中央会副会頭、一五年には平田東助の要請で大日本米穀会会頭に就任、一六年に蚕糸業協同組合中央会副会頭（これら団体については補論に於いて略述）、二〇年に帝国農会政府任命特別評議員、二二「大正一」年には勸銀総裁を辞職するとともに、内大臣に就任した平田東助の後を襲つて産業組合中央会会頭に就任し、二四年には蚕糸業同業組合中央会会長に選任されている。⁽¹⁷⁾

周知のように、わが国戦前期農業は、米と繭の生産構造として特徴づけられ、家族労働を主体とする小農経営を基盤としていた。志村は、そうした米と繭の生産構造に対応する大日本米穀会および蚕糸業同業組合中央会の会頭・会長⁽¹⁸⁾の地位にあり、同時に、わが国農業の基盤たる小農経営を信用・流通面から補完する産業組合（協同組合）の中央会会頭であった。つまり、志村は、農業向け低利資金の政策金融を中心的に担う日本勸業銀行の総裁であることをつうじて、わが国農業関係諸団体での重要な地位を一身に兼ね備えるに至つたのである。しかも、農業関係団体といつても、大日本米穀会や蚕糸業同業組合は、米作・養蚕農家の団体というより、米穀商人・製糸業者の団体という側面を

説 強くもち（この点に就いては補論参照）、それだけに産業組合を中心にして生産農家の利益擁護を考える志村と、両団体の中核的構成員の利益志向とは相矛盾する面があった。そうした矛盾に志村はどの様に対応したのであろうか。この点は第二章での一論点を構成することになる（尚、他に志村が関係した農業関係団体には、大日本蚕糸会、中央畜産会、帝国森林会があり、蚕糸会に於いては一五年評議員後二年〜二五年副会頭⁽¹⁸⁾、畜産会に於いては一五年顧問、森林会に於いては二一年評議員に、それぞれ就任している。また、勸業銀行総裁としての志村は、植民地の特殊会社である、一八年朝鮮殖産銀行、一九九年台湾電力株式会社⁽¹⁹⁾の創立委員にも就任し、朝鮮・台湾植民地政策との関わりをもっていた）。

さらに、このような勸銀および農業諸団体との関係から、志村は、政府の諸審議会の委員に任命され、国策の審議に与ることとなった。工場法案審議のために臨時委員となった一八九八「明治三八」年の（第三回）農商工高等会議⁽²⁰⁾を別としても、一九一二「大正元」年の（第三回）生産調査会委員⁽²¹⁾に始まり、以下、大隈内閣下の米価下落に際して米価安定策を審議した一五「大正四」年米価調節調査会⁽²²⁾、第一次大戦勃発に対するわが国の経済政策を審議した一六年経済調査会⁽²³⁾、米騒動と物価騰貴への対応を審議した一八年臨時国民経済調査会⁽²⁴⁾、小作争議対策・土地政策を審議すべく農林省内に設けられた一九二〇「大正九」年小作制度調査委員会⁽²⁵⁾、二一年朝鮮総督府が設置した産業調査委員会⁽²⁶⁾、小作調停法審議を中心とした二三年小作制度調査会⁽²⁷⁾、当該時期の諸審議会を統合した二四年帝国经济会議⁽²⁸⁾、銀行法制定に結実する金融機関整備を審議した二五年金融調査会⁽²⁹⁾、小作法案制定のために設けられた二六年小作調査会⁽³⁰⁾、金融恐慌後の商工政策を総括的に審議した二七年商工審議会⁽³¹⁾、糸価安定策を含む蚕糸政策を審議した農林省内の同年蚕糸委員会⁽³²⁾、金解禁実施に向けての産業政策を審議した二八年経済審議会⁽³³⁾、浜口内閣下で産業合理化政策を審議した三〇年臨時産業審議会⁽³⁴⁾の、それぞれ委員となっている。これら審議会の多くは、主務大臣を含め政府官僚、財閥資本家、地主、農業団体関係者、貴衆両院の議員、帝国大学教授ら学識経験者より構成されており、当該政策をめぐる利害関

係者を網羅（但し労働者や小作農民の代表は排除）するものであった。こうした諸審議会の中でも、米価調節調査会、帝
 国経済会議、及び小作調査会等に於いて、志村は、実質的な審議の場となる特別委員会等の委員長を勤め、審議を
 リードしていた。

こうした随時の審議会の委員にとどまらず、志村は、国家資金の運用の決定にかかわる諮問委員会にも参加してい
 る。志村は、一九一八「大正七」年に簡易生命保険積立金運用委員会の一二名からなるメンバーの一員となり、通信省
 所管の簡易生命保険特別会計の運用につき諮問に与った。⁽³⁵⁾この簡保資金は、二二年に始まる府県による自作農創設維
 持政策および二六年自作農創設維持補助規則に基づく国家による施策の、前者に於いては主要な、後者に於いては唯
 一の財源となった。⁽³⁶⁾そして、これら施策は、二〇年代に於いては、簡保資金の貸付額の、一五〇％を占めるもの
 であり、⁽³⁷⁾当該運用委員会の反対が、田中政友会内閣による自作農創設維持政策拡張の挫折の一因となったという点
 で、運用委員会の活動には注目すべきものがある。⁽³⁸⁾

また、二五年には、郵便貯金を原資とし、産業組合への貸付を含む農村振興資金や蚕糸業・農業の救済資金として
 も運用された大蔵省預金部資金につき、大蔵大臣の諮問に与る大蔵省預金部資金運用委員会の初代の委員にもなっ
 ている。⁽³⁹⁾この預金部資金の運用という点では、志村は、運用委員会設置以前から、「引き出すには相当政治的仕事が必
 要であった」⁽⁴⁰⁾とされる預金部資金を、大蔵省から引き出してきており、それを勧業銀行を通じて産業組合など農業部
 面に融資してきた。とりわけ、農林金融行政が官庁の割拠的な縦割行政によって分断され、必要な資金の貸付・金利
 等について「農林水産業の立場から大蔵省に要求するにすぎない」⁽⁴¹⁾立場におかれていた農林省にとっては、政財官界
 の人脈を背景に、行政官庁のセクショナリズムを越えて活動し得る志村の存在は、農林省の農林行政遂行にとって欠
 くべからざるものであったろう。また、そうした金融行政に於ける志村の能力が、農業諸団体や農業政策策定に於け

る彼の活動の政治的資源になったと考えられる。尚、この点については、第二章に於いて改めて触れることとなろう。ところで、その大蔵省預金部資金運用委員会は、一九二五「大正一四」年の預金部改革によって設置されたものである。この預金部改革を実現させる上で、「民間の側からの改革論の展開に推進的な役割を担ったのは財閥を中心とする独占ブルジョアジーであった」⁽⁴²⁾。中でも、三井財閥の池田成彬を中心とする「経済攻究会」(二年発足)は、そうした議論の主要な場となり、大蔵省の改革案もまた、この経済攻究会の案を強く意識していた。⁽⁴³⁾この経済攻究会の三〇名ばかりの会員の中に、志村もまた名前を連ねていたのである。⁽⁴⁴⁾特殊銀行(勸銀)総裁をつとめ、自らも財閥ブルジョアジーの一員である志村の活動は、こうしたわが国財政投融资政策の核心的分野にもおよんでいた。

あるいはまた、こうした民間に於いて、金融・経済政策の検討を行なう私的会合については、他に同じく二年発足の経済制度研究会がある。これは、「急進的自由主義」の主張を掲げた経済雑誌として知られている『東洋経済新報』が、世話役として発足させたものであり、志村もまたそのメンバーであった。志村は、『東洋経済新報』誌上に、早くから登場しており、三浦鍊太郎、石橋湛山といった東洋経済新報社の歴代の主幹と親しく、前述の「金融調査会」に最初から熱心に参加していたばかりでなく、東洋経済新報の経営にも人知れず力を尽くして⁽⁴⁵⁾いた。こうした東洋経済新報との関係は、単に金融政策の専門の実務家という自負を越えて、東洋経済新報の掲げる「急進的自由主義」の主張に共鳴する部分が、志村の中にあつたことを示している。この点は、第三章で触れることになろう。

志村は、以上のように、政府の様々な審議会の委員を通じて政府官僚や財閥ブルジョアジーと、さらに経済攻究会等の私的会合を通じて財閥ブルジョアジーや急進自由主義的ブルジョアジャーナリズムと結びついていた。しかも、それにとどまらず、志村は、有力政治家たちとも密接に結びつき得る位置にあつた。志村の、公式の政治的地位は、一九二二「大正一一」年に貴族院議員に勅撰され、貴族院の会派研究会に所属するというものである。⁽⁴⁶⁾しかし、志村

は、貴族院議員になる以前から、あるいは貴族院議員という地位にとどまらぬ、幅広い政治的背後関係を有していた。既に、後藤象二郎の知遇を得、勸業銀行の關係から元老井上や松方とも接触をしていたことは述べた。しかし、志村が政治権力の中核に接近する直接的契機となったのは、前述の如く、当時山県系政治官僚閥の牙城ともいふべき存在であった産業組合中央会の幹事に就任したことである。⁽⁴⁷⁾ 山県有朋の「知恵袋」であり、産業組合中央会会頭をとめる平田東助は、山県系貴族院議員グループの中心として貴族院を支配する位置におり、一九一九年その貴族院に對する支配力が失われた後でも、二二年に準元老格として内大臣に就任し、二五年の彼の死の直前まで若き摂政を助け、元老松方・西園寺とともに、後継首相奏薦に影響力を行使し得る地位にあったのである。⁽⁴⁸⁾ その平田の信頼を得て、志村は、一九一四「大正三」年に産業組合中央会副会頭、二二年中央会会頭へと進み、農業界での地位を築いてきた。

その一方で、山県有朋とその意を呈する平田東助に抗して、桂太郎と彼に従う官僚グループが結成した政党、立憲同志会系とも、志村は近い關係にあった。既に、産業組合中央会の役職を通じて、後の首相若槻禮次郎等を知り得たし、なによりも、桂の急死（一三年）の後、総裁として立憲同志会↓（一六年）憲政会をひきいた加藤高明は、三菱財閥の閥に属する人物であり、後の憲政会（↓民政党）内閣で外相に就任し、いわゆる幣原外交を展開した幣原喜重郎もまた三菱の閥に属する人物であった。⁽⁴⁹⁾ 更に、その憲政会と政友会より分裂した政友本党との合同による一九二七「昭和二年」の民政党結成に際しては、志村は、憲政会側と政友本党の領袖元勳銀総裁山本達雄との間に介在し、⁽⁵⁰⁾ また、憲政会の安達通相と床次竹次郎政友本党総裁との会見にも介在し、⁽⁵¹⁾ 両党の合同実現に力を尽くしている。こうしたことから、志村源太郎個人は、民政党の内外から、明らかに民政党系の人物と目されていた。⁽⁵²⁾ とはいえ、志村には、政友会とのパイプも存在していた。山本達雄元蔵相がそうであったし、二四年の政友会分裂・政友本党結成に參加しながらも、後に政友会に復党、田中義一内閣で商工大臣をつとめた中橋徳五郎がそうであった。中橋が社長をつ

とめていた日本窒素肥料株式会社に対して、一九一〇「明治四三」年、志村の判断にもとづき勸業銀行が資金を融資した。その融資を志村に勧めた実弟愛知銀行頭取渡辺義郎も、自ら愛知銀行からの融資を行ない、渡辺は中橋社長の下で取締役に就任している⁽⁵⁴⁾。おそらくこれ以後、中橋に対しては「平素の御懇親に甘⁽⁵⁵⁾」えることができるような関係をもっていたものと思われる。

以上のように、政財界との有力な結びつきをもって農業関係諸団体のトップに立つ志村は、「其閱歴より其境遇より觀察して」、「台閣の人となることは容易の事であつた⁽⁵⁶⁾」にもかかわらず、志村は、それを拒否し、在野にとどまつた。そのような志村であつたからこそ、農林官僚をして「農林省関係の重大な問題は殆ど総て志村会頭を煩らはさないのではない⁽⁵⁷⁾」といわしめ、憲政党内閣および民政党内閣で農相をつとめた町田忠治との関係では、「志村源太郎さんという人に対しては、町田忠治さんは非常に信頼をされており、いろいろなことを頼まれており、志村さんの町田さんに及ぼすインフリュエンスというものは、非常に大きかつた⁽⁵⁸⁾」と証言されるのである。「農村の事情に通じ、商業界金融界の事情にも明るく、理想もあり手腕もあり社会的地位も重みもある⁽⁵⁹⁾」と評され、「我国産業界に対して」、「私設農林大臣とも云ふべき地位をもつて⁽⁶⁰⁾」いた、その志村が、農業政策の作成・決定を如何にリードしたか、これが次章での検討課題である。

最後に、勸業銀行総裁辞任後、志村が、もっぱら「農村団体の世話業⁽⁶¹⁾」に従事し得た、彼の私的な経済基盤を確認しておこう。というのも、産業組合中央会にせよ、蚕糸業同業組合や大日本米穀会にせよ、会頭以下役員は名誉職⁽⁶²⁾無報酬であり、そうした農業団体によって生活することはできず、別の収入源があつてこそ、農業団体のために生きることができたからである。

既に、志村が一年にわたつて勸業銀行総裁をつとめていたことは述べた。勸業銀行法八条は、総裁以下役員が、

原則として「他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ス」としていたから、志村が営利会社の役員につくようになったのは、一九二二年の勸銀総裁辞任後である。先ず、二三年に三菱銀行と金融上密接な関係のある富士紡績株式会社の取締役⁽⁶³⁾、二四年にはわが国最大の化学窒素肥料メーカーであり三菱系の日本窒素肥料株式会社の取締役⁽⁶⁴⁾、二五年には東京電灯株式会社取締役⁽⁶⁵⁾、二六年には蚕糸業同業組合中央会が中心となって設立した帝國蚕糸倉庫株式会社社長に、それぞれ就任している⁽⁶⁶⁾。続いて、同二六年には、日本窒素肥料が植民地朝鮮に設立した電力会社である朝鮮水電株式会社の取締役⁽⁶⁷⁾、そして翌二七年同じく日本窒素肥料が設立し朝鮮水電の電力を利用する朝鮮窒素肥料株式会社の取締役に就任し⁽⁶⁸⁾、さらに同二七年には富士紡績がその電力部門を分離独立させた富士電力株式会社の社長（取締役会長）に就任した⁽⁶⁹⁾。以上のように、志村は、農業関係諸団体のトップにあって活躍する一方で、日本窒素肥料のような大企業の経営陣に名を連ねていたのである。

それでは、彼の資産状況はどうか。一九一九「大正八」年現在の志村家の株式所有は、「表一」の通りであり、総裁をつとめる勸業銀行、実弟が頭取の愛知銀行、後に取締役となる日本窒素肥料の株式所有が目につく。ダイヤモンド社編『全国株主要覽』大正六年版の付録「大株主中の大株主」は、「大正六「一九一七」年五月一日の市価に換算し其金額の三〇万円以上に達するもの」を集めたものであるが、志村は、「一金七九万円」としてベスト五〇〇位の中に顔を出している⁽⁷⁰⁾。さらに、妻直

〔表一〕 志村家の株式所有
状況 (1919年現在)

東京 志村源太郎

	旧	新	計
日本勸業銀行	206	206	412
台湾銀行	100	100	200
愛知銀行	1,000	1,500	2,500
山口銀行	300	—	300
明治生命	100	—	100
常盤生命	580	—	580
富士未延鉄	100	—	100
日本窒素肥	1,070	1,100	2,170
合計	3,456	2,906	6,362

東京 志村直子 (志村源太郎氏夫人)

	旧	新	計
日本勸業銀行	200	200	400

志村精一 (志村源太郎氏長男)

	旧	新	計
常盤生命	150	—	150
帝国冷蔵	33	39	72
合計	183	39	222

(出所) ダイヤモンド社編『全国株主要覽 大正九年版』(渋谷隆一編『大正昭和日本全国資産家地主集成 第七巻』1985年216頁)より作成。

子は、志村との結婚に際して、三菱財閥岩崎家より、多額の持参金を与えられたであろうが、それをうかがわせるのは、「不動産有価証券取得利用」を目的とする一八年設立の立花合資会社（二九年立志合資会社と改名）の存在である。この合資会社の資本金三〇万円の内、妻直子は二〇万円を出資している。⁽⁷¹⁾その後、志村は役員となった富士紡績等の株式を取得し、また中小の生命保険会社である常盤生命に対しては、立花合資会社が第一位、志村個人が第四位の株主になっており、志村は事実上のオーナーとして、「実権者」たる地位にあった。尚、不動産関係では東京の本宅のほか二、三の別荘がある。農地の所有については確認できないし、地主経営を行なったとは考えられない。⁽⁷²⁾

以上のことから分かるように、志村は、単に三菱財閥の閥閥に属するというだけではなく、実際に三菱系企業を社長として経営し重役として経営に参加し、さらに、株式を中心とする多額の資産を所有していた。まさに財閥ブルジョアジーの一員というにふさわしい存在である。もちろん彼のこうした階級的な属性が、直ちに彼の農業政策に対する態度を全て規定したとするのは早計であろう。志村には、志村なりの「社会改良家」たらんとする社会理想、農政構想があり、そこに発する主体性が存在するからである。この点については、第三章に於いて検討することとし、ここではさしあたり、大地主名望家でもなく平田東助の如き超然主義官僚でもなく、志村の如き財閥ブルジョアジーが、産業組合中央会をはじめとする農業関係諸団体のトップにあったこと、そして、政財界との関係を活かし、一九二〇年代の農政に強い影響力を行使し得る地位にあったこと、これらのことを確認するにとどめよう。だが、このことは、二〇年代農政の性格を考える上で、十分注目されて然るべきことであるように思われる。

(1) 以下で述べる志村源太郎の伝記的事実について、本稿は、志村源太郎伝刊行会編集委員会編『志村源太郎——その人と業績——』一九七〇年に多くを負っており、本稿の出発点にはこの著作がある。しかし、この伝記の中には、単純な事実の誤り、一般読者の興味を引きかつ読みやすさを意図したと思われる脚色、顕彰を目的とすることから生じたと思われる志村の美化

等が、少なくない。また、この伝記は、本稿が重視する志村の財閥ブルジョアジーとしての側面については、ほとんど触れるところがない。従って、本稿は、志村源太郎をめぐる事実の認定および事実の評価をめぐってこの伝記の叙述と異なる点が多い。しかし、本稿と上記伝記との異同をいちいち注記するのは煩雑に過ぎるので、それは一切省略することとし、他の資料に依拠することができず、上記伝記の叙述のみに依拠した場合にだけ、必要な言及・注記を行なうものとする。

(2) 少年期から大学時代までの志村の生い立ちについては、報知新聞社編『新入国記——名士の少年時代 中部編』一九三〇年五七九—五九一頁参照。

(3) 『利國新誌』がいつ廃刊にされたかは不明。筆者が見ることのできた最終号二二号に廃刊の告知はない。尚、志村は『利國新誌』に、二編の署名論文(「帝國憲法ト市町村制」同誌一号一〇月一〇日、「明治時代官吏ノ過去及将来」同誌二号一二月二十五日)を掲載している。

(4) 志村と岩崎との出会いについては、志村が農商務省「文書課長の時、コロンビヤ博覧会の事に關して数次岩崎と会見を果ぬる中に其人と為りを知られ、幾何もなくして姪婿となれり」とするものもある(鵜崎熊吉『人物評論——朝野の五大閥』三八八頁)。尚、志村の人物評価について同書は以下のように述べている。「彼「志村」は加藤「高明」の如く偏理的ならず、又木内「重四郎」の如く威張らず。唯だ頭腦の明瞭なるの一事のみ相似たり。天質溫籍にして地味、常識に富み且然諾を重んずるを以て曩に商工局長たりし時代も、今日銀行家としても評判悪しからず」と(同頁)。志村の個性をよく表わしているように思われる。

(5) 労働者の側は、志村の職工条例への態度を「職工条例に熱心な志村局長」と、期待をもって評価している(労働組合期成会機関紙『労働世界』一八九八年四月一日付)。

(6) 『第三回農工商高等會議議事速記録1』(明治文獻資料刊行会『明治前期産業発達史資料 補卷30』一九七二年所収)二五七・二五八頁及び二六一頁。尚、原文のカタカナ書きをひらがなに改めた。

(7) 日本勸業銀行調査部『日本勸業銀行史 特殊銀行時代』一九五三年 一八四頁。

(8) 前掲『志村源太郎——その人と業績——』六二・六三頁。

(9) 山本達雄は勸銀総裁を八月三〇日に辞職し、志村が総裁に昇格するのは二月二十七日、この間、約四カ月も総裁が空席のままという異常な事態となった。原と山本の対立は、首相西園寺や政友会領袖司法大臣松田正久をもまきこむものであり(原

奎一郎編『原敬日記』（福村出版）一九八一年 明治四四年九月二日、六日、一二日付参照、原・松田は勸銀人事に於ける「日本の政党排斥方針は破らざるべからず」（『原敬日記』九月二日付）として、野田ないし準政友系の人物を総裁に据えるべく決意を固めあっている。尚、この対立は、『国民新聞』に「山本勝つか原勝つかなど記載し」た記事が現われる等、一般にも知られるところとなった（『原敬日記』九月四日付）。尚、山本達雄は、一八八三年三菱会社に入社、九〇年に日銀に移り、後に岩崎弥之助日銀総裁のブレインとして活躍するなど三菱出身・三菱系の人物であった（安藤良雄『日本の歴史』28巻ブルジョワジーの群像』一九七六年 五四頁）。このことが山本をして志村の勸銀総裁昇格を支持させた一つの理由であったかも知れない。

(10) 前掲『日本勸業銀行史 特殊銀行時代』二二〇・二二二頁。

(11) 三輪龍揚「産業組合金融に対する志村会頭の追憶」『産業組合』三〇〇号一九三〇年一〇月 四九頁。また、志村源太郎「産業組合の金融について」『産業組合』九三号一九一三年七月 三二・三三頁も参照。

(12) 前掲三輪「産業組合金融に対する志村会頭の追憶」 五一頁。前掲『日本勸業銀行史 特殊銀行時代』三二四頁。

(13) 同書三五〇頁。

(14) 志村源太郎「産業組合と金融」『産業組合』五五号一九一〇年五月 三頁。

(15) 前掲『日本勸業銀行史 特殊銀行時代』 三五〇・三五二頁。

(16) 有賀長文「志村君と私」『産業組合』三〇〇号一九三〇年一〇月 二七・二八頁。および前掲『志村源太郎——その人と業績——』 八二頁。

(17) 志村の経歴については、さしあたり前掲『志村源太郎——その人と業績——』所収の年譜を参照、尚この年譜にも若干の誤記がある。

(18) 蚕糸会評議員・副会頭就任の年次については、現在、大日本蚕糸会百年史の編集にあたられている財団法人蚕糸協会常務理事田中重臣氏の御教示による。

(19) 経歴については注(17)に同じ。尚、朝鮮殖産銀行創立委員については朝鮮殖産銀行編『朝鮮殖産銀行十年志』一九二八年二一頁参照。また台湾・朝鮮植民地統治のための調査研究、人材の育成、知識の普及を目的とする東洋協会の評議員に、志村は一八年就任している（『東洋時報』二三九号一九一八年八月 二頁）。但し、評議員数は百名を越え、朝野の名士を網羅した

- 名譽職的なものである。とはいえ、東洋協会機関誌『東洋時報』大正七年〜大正一一年の各号の記事を見る限り、志村は、そうした評議員会や東洋協会主催の講演会に、比較的熱心に出席している。
- (20) 前掲『第三回農工商高等會議議事速記録1』三六頁(明治文献資料刊行会『明治前期産業発達史資料 補卷29』一九七二年所収)。
- (21) 生産調査会『第三回生産調査会録事』一九一二年 四頁。
- (22) 米価調節調査会『米価調節調査会録事(第一回)』一九一六年 五頁。
- (23) 『經濟調査会職員録(大正五年九月一日現在)』(原田三喜雄編『第一次大戦期通商・産業資料集 第二卷』一九八七年所収) 七頁。志村は同調査会内の貿易・租税・交通・金融・産業の五つの部会の内、産業部に所属する(同書二四頁)。
- (24) 『臨時國民經濟調査会要覽』一九一九年(山本義彦編『第一次大戦後經濟・社会政策資料集 第一卷』一九八七年所収) 五頁。
- (25) 社会政策審議會『小作制度ニ関スル各調査会ノ経過概要』一九二九年 五頁。
- (26) 朝鮮総督府『産業調査委員會議事速記録』一九二一年 一七三頁等参照。
- (27) 前掲『小作制度ニ関スル各調査会ノ経過概要』一六頁。
- (28) 『帝國經濟會議要覽』(前掲『第一次大戦後經濟・社会政策資料集 第一卷』所収) 六頁。
- (29) 『金融制度調査會議事速記録』(日本銀行調査局編『日本金融史資料明治大正編 第十八卷』一九五六年所収) 一頁。
- (30) 前掲『小作制度ニ関スル各調査会ノ経過概要』四四頁。
- (31) 「商工審議會名簿」後藤靖他編『昭和前期商工・産業政策資料集 第一卷』一九八九年 四頁。
- (32) 蚕糸委員会『蚕糸委員会總會議事録(第一輯)』一九二八年 二頁。
- (33) 「職員名簿」後藤靖他編『昭和前期商工・産業政策資料集 第二卷』一九八七年 三頁。
- (34) 「特別委員会名簿」後藤靖他編『昭和前期商工・産業政策資料集 第五卷』一九八七年 八頁。
- (35) 『時事年鑑 第一卷(大正七・八年)』一九一八年(日本図書センター復刻版一九八九年) 三五九頁。渋谷隆一編『大正期日本金融制度政策史』一九八七年 一二六頁。
- (36) 國家の施設については、「自作農創設維持補助規則」(大正一五年五月二日農林省令第一〇号)第一条が「簡易生命保險積

立金」を原資とすることを明記している。府県の自作農創設の施設に於いては、簡保資金を原資とするものが件数に於いては七割、金額に於いては八割を占めていた（本邦ニ於ケル自作農創定維持施設ノ状況（大正十三年）「農地制度資料集成編纂委員会編『農地制度資料集成 第六巻』一九七〇年 四頁）。

(37) 金澤史男「戦間期における簡保資金の地方財政金融」静岡大学『法経論集』三五卷三・四号一九八七年 表5 二三九頁。
前掲拙稿（三） 三九七頁参照。

(39) 『東京朝日新聞』一九二五年五月二日付。尚、委員の構成は、会長に浜口蔵相、他の一五名の委員には、早速大蔵政務次官及び五名の各省次官等官僚、市来日銀総裁、および志村など八名の学識経験者より成る。「委員のほとんどは官吏で占められ、民間代表は学識経験ある者として選ばれた数人であった」とする大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史 第二巻』一九六二年九五頁の記述は、少なくとも発足当初の運用委員会については当てはまらない。

(40) 勸銀職員笠原隆輔氏の回想、「預金部資金を引き出すには相当政治的工作が必要だったと思いますが、そういう点でも、「志村が勸業」銀行に迷惑をかけたことは一度もなかったと思います」（前掲『志村源太郎——その人と業績——』一〇〇頁）。

(41) 農林大臣官房総務課編『農林行政史 第二巻』一九五九年 一五二頁。農業金融行政の主体は、農林省が信用（産業）組合・連合会を主管、大蔵省が勸業銀行・農工銀行等と政策金融の原資たる大蔵省預金部資金を主管、両省が産業組合中央金庫を共管、（通信省が簡易生命保険積立金特別会計を主管）というように、割拠的に分立していた。その結果、（農商務省）農林省は、「農林水産業のために必要な資金の貸付、農林漁業用資金の金利等について、農林水産業の立場から大蔵省に要求するにすぎず」、一したがって農林省の希望するとおりに実現されないこともあった」（同書一五二・一五三頁参照）。

(42) 迎由理男「大蔵省預金部の改革」前掲『大正期日本金融制度政策史』 八二頁。

(43) 同前 九三頁。

(44) 同前 八三頁・表一—一五 参照。

(45) 石橋湛山『湛山回想』（岩波文庫版一九八五年） 二七三頁。

(46) 衆議院参議院編『議會制度七十年史 政党派派編』一九六一年 二二・二三頁。

(47) 産業組合中央会の役員と山県閥官僚の組織した第二次桂内閣（一九〇八年七月発足）とが、如何に人的に重複しているかは、佐賀郁朗『君臣平田東助論』一九八七年一二一・一二二頁を参照。内相平田、文相小松原、法制局長官安広、内務・大蔵

- ・ 文部・農商務省の各次官、また警保局長・警視總監が産業組合中央会役員を兼任している。
 - (48) 高橋秀直「山県閥貴族院支配の展開と崩壊」『日本史研究』二六九号一九八五年一月 五四—五六頁参照。
 - (49) 平田東助が内大臣として後継首班奏薦に関与したのは、第二次山本権兵衛、清浦、第一次加藤高明内閣である。これら内閣の成立と平田との関わりに就いては、さしあたり、平田に政界の各種情報をもたらした松本剛吉の政治日誌中の「山本内閣成立の顛末」、「清浦内閣成立の顛末」および「加藤内閣成立の顛末」岡義武・林茂校訂『大正デモクラシー期の政治——松本剛吉政治日誌——』一九五九年 二五七—二六一頁、二八八—二九一頁、三一四—三二二頁をそれぞれ参照。
 - (50) 本文の図〔図—1〕の系図を参照。尚、幣原との関係では、志村は幣原に別荘を譲っている。「昭和二年若槻内閣の外務大臣をやめたのち、私「幣原」は逗子の小坪で盲腸炎をわずらって寝ていた。その家は志村源太郎氏から譲ってもらった小さな別荘であった」(幣原喜重郎『外交五十年』(中公文庫版一九八七年) 二七七頁)。
 - (51) 前掲『大正デモクラシー期の政治』 五五四頁。
 - (52) 同書 五五九頁。
 - (53) 民政党は志村を民政党系と見なし、米穀調査会の委員に補充しようと考えていた(浜口内閣編纂所『浜口内閣』一九二九年 四二〇頁)。また、志村が「民政党系として働いた」と指摘するものに式守公平『人からみた産業組合』一九三七年三五—四八頁がある。
 - (54) 渡辺義郎「野口君と愛知銀行」野口遵翁追懐録編纂会編『野口遵翁追懐録』一九五二年 三二二—三二三頁参照。
 - (55) 『帝國議會貴族院議事速記録』54(第五六議會下 昭和三年 東大出版会) 九七二頁。
 - (56) 桑田熊蔵「故志村会頭的人格」前掲『産業組合』三〇〇号 三三七頁。
 - (57) 石黒忠篤のことばといわれる。有馬頼寧「志村会頭と私」同誌 四三頁。
 - (58) 前掲『石黒忠篤氏談 第五回』 九〇・九一頁。
- 尚、町田忠治は、一八六三年生、帝国大学法科卒業後一八八七「明治二〇」年法制局に勤務、翌八八年法制局を辞して朝野新聞に入社、後に報知新聞に移り、一八九五「明治二八」年東洋経済新報を創刊、翌年には東洋経済新報を手放し、九七年日本銀行に入社、九九年には山口銀行に招聘され総理事となる。一九一〇「明治四三」年山口銀行を辞し、一二年立憲国民党から衆議院議員選挙に出馬秋田県郡選挙区で初当選、以後立憲同志会、憲政会、民政党に所属し、一九三五「昭和一〇」年民

政党総裁となる（松村謙三『町田忠治翁伝』一九五〇年 参照）。以上のように、町田は、官吏を振り出しに、ジャーナリスト、銀行家、党人派政治家として歩んだ人物である。志村は、町田時代の『東洋経済新報』への寄稿者であったし、銀行家としても志村と関係があったであろう。また、農林大臣としては、自ら農業および農業関係諸団体に関係をもたないだけに、いっそう志村に依存せざるを得なかったと考えられる。

- (59) 那須皓「志村会頭今や亡し」前掲『産業組合』三〇〇号 六八頁。
- (60) 帝国農会会長矢作栄蔵「志村源太郎氏の逝去を悼む」『帝国農会報』二〇巻一〇号一九三〇年一〇月 七二頁。
- (61) 前掲『人からみた産業組合』三五頁。
- (62) 産業組合中央会定款第二〇条、蚕糸業同業組合中央会定款第一四条、大日本米穀会会則第二〇条、帝国農会会則（一九一〇年）第一七条等は、役員の名誉職に無給を規定している。
- (63) 志村が富士瓦斯紡績の重役に就任するにあたっては、富士瓦斯紡績側に於いて三菱との関係強化を願う思惑があった。「当社」〔富士瓦斯紡績〕は三菱銀行と経営上、金融上特殊の親密なる関係にあった。その関係は、「関東大震災後の」復興事業の遂行にあたって、ますます緊密化されねばならぬであらう。三村君平氏の逝去以来、当社の重役は多く当社出の人で占められてゐたが、この際三菱系の人を重役に迎へて、社業の内容と復興の進捗とを常時明らかにしておくことは、何かにつけて、両社にとって便宜であらうといふので、彼は詮議の結果、志村氏を懇請することになったのである（富士紡績編『富士紡績株式会社五十年史』一九四七年 二二〇頁）。
- (64) 日本窒素肥料株式会社『日本窒素肥料株式会社事業大観』一九三七年 五一—四頁。
尚、三菱と日本窒素肥料との関係はもっぱら金融面に限られ、硫酸販売には三菱商事は食い込めなかった（橋本寿朗「硫酸独占体の成立」『経済学論集』四五巻四号一九八〇年一月 六〇頁）。
- (65) 東京電灯株式会社の取締役は、二五年一月就任、二七年二月辞任している（新田宗雄編『東京電灯株式会社開業五十年史』一九二六年 「歴代役員」参照）。
- (66) 蚕糸業同業組合清算事務所編『蚕糸業同業組合中央会史』一九三二年 四九—一頁。
- (67) 前掲『日本窒素肥料株式会社事業大観』四六七頁。
- (68) 同書 四七—四頁。

- (69) 前掲『富士紡績株式会社五十年史』 二二一頁。「初代会長志村源太郎氏は、当初創立と共に会長に就任された。氏は本邦財界の重鎮で幾多の公職に推され、多忙の身であったに拘らず、当社の会長に就任され、よく大局より社内を統率指導せられた」(萩本清蔵編『富士電力株式会社十五年史』一九四二年 六四・六五頁)。
- (70) 渋谷隆一編『大正昭和日本全国資産家地主資料集成 第五卷』一九八五年 一四九頁。
- (71) 東京興信所編『銀行会社要録』第三〇版(大正一五年) 東京府一三四頁。
- (72) 『富士紡 新「株」 1,000』「全国株主年鑑 大正十五年用」前掲『大正昭和日本全国資産家地主資料集成 第五卷』所収 二四九頁。
- (73) 常盤生命の主要株主は、「立花合資会社四二〇「株」、関元栄作二〇〇〇、吉田栄吉一〇八〇、志村源太郎一〇〇〇、小倉武之助一〇〇〇」である(東京興信所編『銀行会社要録』第三三版(昭和四年) 東京府九〇頁)。
- (74) 保険銀行時報社編『本邦生命保険業史』一九三三年 本編二三五頁。尚、志村を常盤生命の社長とする前掲『人からみた産業組合』三八頁は誤り。しかし、事実上のオーナーともいうべき志村を、当時広く世間一般は社長と誤解していたのかもしれない。産業組合中央会の出版物『産業組合』等に掲載されている常盤生命の広告には、ことさら大きな活字で「社長大谷嘉兵衛」と書き込まれていた。誤解をとく意図があったのだろう。
- (75) 宅地所有については、東京都小石川区の本宅の他、故郷山梨県谷村の別荘(前掲『志村源太郎——その人と業績——』四八・四九頁)、志村が亡くなった那須の別荘、前述の幣原に譲った逗子の別荘等ある。志村の地主的な農地所有については確認できなかった。後述するように、志村は地主経営に批判的であり、地主制を自作農経営でおきかえることを理想としていた。その志村が自ら地主的土地所有の上に地主経営を行っていたとは思われない。

〔補論〕 二〇年代農業関係諸団体の展開と志村

二章への予備的な考察として、ここでは、志村のかかわった農業諸団体が、一九二〇年代には如何なる展開を見せていたであろうか、概観する。

まず、二〇年代農業関係諸団体の全体的な関連という点では、日露戦中戦後期に政策上中核的な位置づけを与えられていた系統農会にかわって、産業組合が台頭し⁽¹⁾、三〇年代に産業組合が政策上中核的な地位を与えられるに至る過渡期に、二〇年代はあたっていた。こうした系統農会から産業組合へという政策上の重心の移行には、系統農会を通じての米麦主穀増産を中心とする明治農法の技術普及が完了し⁽²⁾、同時に、第一次大戦期の工業⇨大都市の発展を経て、蔬菜・果樹・繭・畜産等の農民的小商品生産の発展と農民経営の前進がみられ、二〇年代には、これを基盤として産業組合の拡充が急速に進展するという背景があった。

とはいえ、二〇年代には、産業組合による農産物市場の協同組合的再編には、限界があり、この点で、信用事業と農業倉庫を中心とする産業組合は、系統農会に主導された蔬菜・果樹・畜産品の販売斡旋事業によって補完されねばならなかつた⁽³⁾。両団体間における政策上の比重の変化も、こうした関係を反映して過渡的なものであつた⁽⁴⁾。

ところが、三〇年代にはいと、農業恐慌⇨農村解体の危機の中で、経済更正運動が政府官僚の全面的支援と指導の下で展開し、経済更正運動の中軸的担当機関として産業組合が位置づけられ、産業組合の拡充強化が政策的に追求されることとなり⁽⁵⁾、ここに、明治期の系統農会中心の農業団体の構成から、三〇年代の産業組合中心の構成へ、という移行が政策的に完了することとなる⁽⁶⁾。

そうした過渡期にあたる二〇年代に於いては、山県閥官僚に指導された系統農会基盤の日露戦時戦後農政とも異なり、また、革新官僚に指導される産業組合基盤の三〇年代農政とも異なって、農業関係諸団体は官僚統制から比較的自由に活動する余地を与えられることとなった。このことはまた、農業関係諸団体の性格に於いても、系統農会や大日本蚕糸会の農事改良・技術普及団体としての側面が全面に出た明治農政期や、産業組合や日本中央蚕糸会等の農業・農民の統制団体としての性格が全面に出る三〇年代とは異なって、二〇年代農政は、農業関係諸団体の利益集団と

しての性格を、比較的全面的に出易くさせることとなった。こうした条件が、政党政治の成立と結合し、また、高揚する小作争議への対応と相まって、二〇年代農政の前提を形づくることになる。

それでは以下、志村のかかわった農業関係諸団体を概観して行こう。

一 産業組合（協同組合）

既に、産業組合は、品川弥二郎、平田東助ら山県系官僚によって、中小農を保護し天皇制の社会的基礎を維持するために早熟的に移植され、一九〇〇年の産業組合法公布以後、政府による一貫した保護育成を受けてきた。その産業組合は、日露戦後農政・地方改良運動の中で、一九〇〇年代後半から急速に普及し始め、一〇「明治四三」年に七、三〇八組合、一四「大正三」年に市町村数を凌駕し一一、一六〇組合、二〇年には一三、四四二組合に達し、組合数では飽和状態に達し、数的には普及を終了した。⁽⁷⁾

したがって、二〇年代には組合そのものの設立・普及よりも、むしろ設立された組合の組合員数の増加や資金・事業規模の拡大等、内実の拡充が進められる時期にあつていた。まず、組合員数は、二三〇万人から四六〇万人へと二倍に拡大（表一）⁽⁸⁾参照。また、その組織率では、農民的小商品生産の前進がみられた養蚕地帯や近畿の諸県で、二〇年代はじめに四〇％台であったものが、二〇年代末には七〇％の水準に達し、二〇年代の終わりにやっと四〇％の水準に達する東北後進諸県との格差を拡大しつつ、向上する⁽⁹⁾。その結果、先進・中間地帯では地主・自作はもとより自小作・小作上層までも組織するに至り、「産業組合の民衆化」が進んだ。

組合経営の面では、二〇年代に、信用事業が順調な伸びを見せ、先進近畿型諸県や養蚕型諸県に主導されながら、貸出金が預金を上回るオーバローン⁽⁹⁾を解消し、「農民的小商品生産の前進に基づく村内資金の動員とその村内還流を政策金融の補完によって実現する機関として機能」するようになる。しかし、販売事業や購買事業に於いては、二

○年代のその拡大は概して停滞的であった(表一2)参照)。販売事業の面では、養蚕型諸県の繭・生糸販売が躍進を見せるものの、先進近畿型諸県は後進東北諸県を下回るほどの低調さであり、全体として見れば、「産業組合が農産物市場を包摂する前史的な段階」⁽¹⁰⁾にあった。また、購買事業の面では、肥料購買量で若干の前進がみられるものの、購買額では停滞、二三年設立の全国購買組合連合会も赤字に苦しむこととなった。⁽¹¹⁾

また、外延的な組織化と平行して、二〇年代には、垂直的な産業組合の系統組織化も進展する。二一年に産業組合法の第四次改正、二三年には産業組合中央金庫法が成立し、同年には全国購買組合連合会と産業組合中央金庫がそれぞれ設立された。すでに一九〇九年の第二次産業組合法改正によって、郡・県の連合会の設立が開始されており、一〇年代末にはそれら連合会は百組合を越え、二四年には二〇五組合とピークに達し、以後全購連・中央金庫の設立を受け、郡連の県連への整理統合が進み、連合会数は減少に向かう。⁽¹²⁾こうして、二〇年代には、全国連合会・中央金庫―県(郡)連合会―単位組合、という事業団体の全国的系統化が一応の確立を見た。

さらに、二五年には、農林省内に産業組合課が設置され、以後各府県に於ける産業組合課設置が続き、産業組合育成のための行政機関の拡充も進められた。ついで、翌二六年には産業組合法第六次改正と農業倉庫業法改正がなされた。

〔表一2〕 産業組合の展開状況

(単位：千人、千円)

年次	組合総数	組合員数	払込済出資金	貯金	販売価額	購買品売却価額
1920年(大正9)	13,442	2,290	55,542	224,321	126,912	157,942
21	13,772	2,519	69,750	284,936	128,075	121,501
22	14,047	2,735	86,498	327,779	156,466	129,052
23	14,259	3,030	102,770	414,475	170,155	138,253
24	14,444	3,313	132,345	525,233	194,889	153,714
25	14,517	3,935	142,582	654,902	216,018	160,564
26年(昭和1)	14,373	3,948	163,899	781,404	221,296	162,192
27	14,186	4,157	181,977	885,824	221,545	153,434
28	14,171	4,406	199,590	1,011,242	245,774	157,543
29	14,047	4,572	216,249	1,108,367	254,555	163,919

(注) 原資料は「産業組合要覧」。尚、組合員数以下の数値は、調査組合のみ。調査組合数は、1920年で12,189組合、全体の90.7%にあたり、組合数の増減につれて調査組合数も増減し調査組合の占める比率は、全組合数の概ね91~93%前後を占める。

(出所) 産業組合発達史刊行会編『産業組合発達史 第二巻』(1965年)440頁より作成。

れ、前者は組合員以外の産業組合利用の余地を拡大し、後者は産業組合連合会による連合倉庫の設置と倉庫業への免税措置などを規定し、産業組合の便宜をはかっている⁽¹³⁾。加えて、三〇年には、「肥料配給改善助成規則」が公布され、産業組合を肥料配給の中心機関とし、助成金を交付し、全購運の購買事業を飛躍的に拡大させる契機となった⁽¹⁴⁾。

このような産業組合への法改正や保護奨励策も、それぞれ産業組合大会等の決議として、おりにふれ政府に要求されたものであった。産業組合中央会は、毎年全国各地で産業組合大会を、五千人前後の組合員を集め開催⁽¹⁵⁾し、そうした決議をあげている⁽¹⁶⁾。とはいえ、決議の実現に向けて、組合員や代議士を動員した大々的な陳情や運動が、なされたわけではない。この点では、帝国農会の運動と著しい対照をなしていた。

産業組合中央会の人的構成では、二二年平田東助が内大臣に就任し中央会会頭を辞任、代わって志村が会頭に就任している。産業組合法公布二五周年にあたる一九二五年には、志村の指導下、組合運営の合理化と事業拡大をめざす「産業組合振興刷新」の運動が繰り広げられ、中央会は全国各府県で組合長協議会を開催し、運動の徹底につとめた。その際、志村は、二九府県に直接出向き会議を主催している。まさに志村は、産業組合運動の陣頭指揮者であった。尚、中央会内では、副会頭をつとめていた山県系旧農林官僚道家斉は二五年死去し、かわって元島根県農会職員であった千石興太郎が二六年主席主事となり、実権を揮い始める⁽¹⁸⁾。志村の下で人的にも産業組合中央会は、政府官僚からの独立を強めることとなった。

二 系統農会（帝国農会―道府県農会―郡・市農会―町村農会）

一九二〇年代の系統農会の新たな展開は、二二年農会法改正を通じての、末端市町村農会（全地主・耕作者強制加入）の整備・確立に代表される⁽¹⁹⁾。改正農会法は、農会費の強制徴収権を承認し、市町村農会の財政基盤を強化するとともに、男女世帯主の普通選挙制に基づく総代制を導入し「農会の普選化」⁽²⁰⁾を国政に先んじて進めた。

前者の会費強制徴収権の獲得によって、一町村農会当りの経費は、二〇年に八三五円であったのが、二四年には一、五八〇円に増加している。⁽²⁴⁾ こうした財政的安定によって、農民への農業技術指導・普及にあたる技術員を設置する町村農会が増加する。二五年には、町村農会の五三・三%、六、〇六七農会が技術員を置くようになり、さらに二六年からは下級農会技術員養成のための政府補助金が帝国農会を經由して下級農会へ交付され、町村農会が恒常的な活動を行なう基盤が整備された。特に、この時期の技術員は、蔬菜・果実等の商品作物市場の拡大に対応して、全国で十万を越える農家小組合・出荷組合を舞台に、青果物の栽培指導を通じた規格標準化を実現し、商品作物の産地形成に寄与した。それを帝国農会が、都市卸売市場への販売斡旋事業と結合して、農産物の商品化と産地仲買人の排除を押し進めてゆく。⁽²⁴⁾

とはいえ、二四年に於いても、町村農会収入のなおも二二%は府県町村等の補助金が占め、技術員の俸給もその二七%が農会外からの支給に頼っている。⁽²⁶⁾ この傾向は下級農会の上納金で支えられる上級農会では逆に著しく、収入に占める補助金の割合は、それぞれ、郡農会で二〇%、府県農会で五三%、帝国農会で二九%となっている。⁽²⁷⁾ この点では、帝国農会の農家経済調査や農業経営改善事業などの新事業も、政府補助金の交付に依存して行なわれているのが特徴的である。⁽²⁸⁾ 農会は、政府や地方公共団体からの財政的援助になおも依存し続けていた。

また、総代制の導入によって、従来、官公吏によって占められていた町村農会長ポストが篤農家を中心とする民間人によって占められるようになり、二〇年に官公吏七、六六名七一%であったものが、二四年には七八五名六・九%に激減している。⁽²⁹⁾ この点では農会の民衆化を押し進めたと言える。上級農会でもこうした傾向を反映して、民間人農会長の増加が見られ、民間人と官吏の比率が拮抗ないし逆転するに至った。⁽³⁰⁾ とはいえ、一部の郡・県農会を除いて、法改正後も郡・道府県農会には知事任命の、帝国農会には政府任命の、特別議員（議決権者）および特別評議員

(議決・執行権者)が、それぞれ議員総定数の四分の一、評議員総定数の三分の一までの範囲で存在していた。これらは、農会が、調査活動や政府・地方公共団体の諮問に対する答申、農業会を代表しての建議を行なう必要性もあって、多くは学識経験者が任命され、同時に、農会が地主的農政運動団体化することへの歯止となるはずのものであった。⁽³¹⁾

しかし、そもそも帝国農会の設立自体が農政運動の母体として要求されたものであった。しかも、二〇年の米価暴落に対応する「米投げ売り防止運動」―米価つり上げ運動を契機として、系統農会は、地方農会まで巻き込んだ、公然たる地主的農政運動の舞台となっていく。⁽³²⁾二三年には、帝国農会を舞台とする農政運動の為のフロント組織として帝国農政協会が結成され、農政運動は組織的にも再編・整備される。⁽³³⁾こうした動きと相俟って、政党、特に政友会が系統農会組織に浸透し、二三年政友会系の大木遠吉が帝国農会会長に就任するほか、地方選出の評議員にも政友会代議士が進出した。さらに、原内閣期及び政党政治期には、帝国農会の政府任命特別議員・評議員は、政党のスポイルの対象となり、系統農会の政党化が促進された。⁽³⁴⁾

志村は、帝国農会創立以来の政府任命の特別議員であり、一九二〇～二七年には、政府任命の特別評議員をつとめ、帝国農会の中心人物として重きをなしてきた。二〇年に、志村は、帝国農会評議員間において帝国農会副会長就任を要請されたが、既に産業組合中央会や蚕糸業同業組合中央会の役員をつとめ、これ以上の激務には耐えられないことを理由に、就任を断わっている。⁽³⁵⁾尚、二七年には、志村は特別評議員から顧問へと退いており、志村が帝国農会内で直接に影響力を行使し得たのは、特別評議員であった二七年ごろまでに限られていた。⁽³⁶⁾

三 大日本米穀会

大日本米穀会は、東京廻米問屋組合(深川米穀問屋の組合)の組合が提唱者となり、「米穀業者取引」・「産米改良」・

「俵装の改善」等を協議研究することを目的として、一九〇七「明治四〇」年、全国の米穀商を中心に米生産者および、米の生産改良・運輸・保管・金融に関係する個人または団体を広く会員として設立された全国的組織である。⁽³⁷⁾

活動の最大のものは、通常毎年一回四月に各地で大会を開催し、関係大臣または主管局課長の臨席をおおいでの政府当局者への建議・陳情事項の決定である。⁽³⁸⁾ そのほかに、会報月刊誌『大日本米穀会報』（後二九年、『米穀』と改題）の発刊、また、重要問題については、正米市場調査委員会・米穀法運用調査委員会等を会内に設置して調査検討の上、会としての意見をとりまとめ政府に意見書を提出している。⁽³⁹⁾ 建議を通じての、米穀会の初期の要求の主要な項目は、榊量取引の重量取引への転換、鉄道輸送中の管理改善、産米改良のための政府米穀検査、乾燥・調製・俵装の改善統一、米穀倉庫の設置と統一化、正米市場法制定等であった。これは、米穀市場の展開・拡大にともなって、米穀商人の関心が、商品としての米穀の規格化・商取引の改善・輸送・保管の改善問題に関心が向けられていたことの反映であった。⁽⁴⁰⁾ しかし、米騒動を前後して、米価問題が社会問題となるにつれて、米穀会にとっても米価調節問題が最大の課題となってくる。特に、二五年改正米穀法が「数量調節」に加えて「価格調節」を規定して以後、米穀会は、米穀法反対、ないしはその運用のあり方を問題とするようになった。⁽⁴¹⁾

そのような活動を支える組織は、東京の本部と二九道府県（二九年現在）に置かれた支部である。本部の運営は、会頭、幹事長、専任幹事各一名、および各地方選任の幹事一〇名（二〇年代初頭）〜二〇名（二九年）に委ねられている。会員数は、一九〇七年一九六名でスタートしたものが、一二年に一千名を突破し、二〇年には六、〇三三名、そして二四年の八、七八二名を二〇年代のピークとして、以後八千数百名で推移する。⁽⁴²⁾ 会員の内訳は（表一三）参照、二九年段階では、米穀雑穀商（卸売）

〔表一三〕 大日本米穀会
員職業別

(1929年現在)
(単位：人、%)

米穀雑穀商	4,469	51.6
生産者	1,618	18.6
運送業	79	0.9
倉庫業	96	1.1
検査員並に官吏	1,791	20.5
其他関係者	666	7.6
合計	8,719	100.0

(出所) 日本食糧協会「大日本米穀会史」1958年258頁より作成。

が半数を占め、検査員・官吏と生産者（地主）がそれぞれ二割前後を占める。米穀会は、単純に米穀商人だけの組織ではない。このことが、米価政策等をめぐっての米穀会の動きを複雑なものにすることになる。

尚、会頭については、適当な人物を得ることが出来ず長らく空席であったが、前述のように一九一五「大正四」年四月、「実業界の重鎮として名望高き日本勧業銀行総裁志村源太郎氏を会頭として迎え⁽⁴³⁾」ることができた。以後、志村は、毎回の大会を主催するとともに、前述の調査会等で積極的に指導性を発揮していく。

四 蚕糸業同業組合中央会

蚕糸業同業組合中央会は、一九一一「明治四四」年公布の蚕糸業法の規定により、重要物産同業組合法によって設立された蚕糸業関係の同業組合および同業組合連合会を加入単位として、一五「大正四」年加入五四組合をもって設立されたものである。⁽⁴⁴⁾ 本来は、養蚕、蚕種、製糸生糸販売の蚕糸業各部門の各組合・組合連合会を網羅することが目指されていたが、同業組合法によって零細な養蚕農家を養蚕組合へと組織するのは困難であり、そのため養蚕組合（連合会）の加入は少数にとどまった（三二年で加入九三組合中一一組合⁽⁴⁵⁾）。それ故、組織的にも、総会の下に第一部（養蚕）、第二部（蚕種）、第三部（生糸）の各部会をおくはずであったが、便宜上第一部と第二部を合同部会とせざるを得なかった。⁽⁴⁶⁾ こうしたことから、「中央会は、勢ひ資本家擁護に傾かざるを得ない」との「養蚕業者側の非難を生ずる⁽⁴⁷⁾」こととなる。

中央会の組織は、最高議決機関として総会、その下に各部会、評議員会を置く。総会は、加盟各組合・連合会選出の議員（一団体当たり定数一から四）と、主務大臣（農相）任命の特別議員（総定数の六分の一以下）とにより構成される（尚、議員・特別議員数はそれぞれ、一六年六六と一一名、三〇年一三三と二四名である⁽⁴⁸⁾）。各部会は、それら議員を分割して組織し、さらに第三部が糸価維持に関する件・操業の開閉期日に関する件に就いて決議をなすときは、議員に加え

て、各組合選出の協議員（議員定数の三倍前後）を参加させることができる。評議員は、二〇名（二四年以降三〇名）の定数をもって組織され、監査・総会議案の調査などを任務とするが、総会召集の暇がない場合には糸価維持に関する件・操業の開閉期日に関する件に就いて総会に代わり決議をなすことができる。⁽⁴⁹⁾ こうした糸価維持・操業短縮の特別の規定にみられるように、中央会は製糸業者の中央組織という性格を色濃く持っていた。

中央会の設立の目的は、蚕糸類の海外貿易の発展、蚕糸業の利益増進である。前者に関しては、政府補助金を得てニューヨークに駐在員、中国に派遣員を置き生糸消費を中心に調査にあたらしめ、機関誌に於いて報告を行なっている。⁽⁵⁰⁾ また、アメリカ絹業界の要求に対応し、生糸の格付（品質表示）を統一するための日米協議会を開催、合意に達している。⁽⁵¹⁾ 後者に関しては、通常年に一度開かれる総会で、国庫補助金交付、蚕糸局の設置、蚕糸関係各種調査会設置、蚕種繭売買業者の取締規則の統一、町村養蚕技術員設置助成、鉄道運賃値下げ、救済低利資金融通などが決議され、関係省に建議・陳情された。⁽⁵²⁾ しかし、第一次大戦の勃発による糸価暴落への救済を求める製糸・生糸輸出業者の運動を契機として、中央会の設立がなされたことに見られるように、活動の中心は、糸価下落に際して、糸価の安定を図り、政府から製糸業者・生糸輸出業者に対する救済策を引き出すことにある。この糸価安定策として、第三部会決議にもとづく操業短縮・出荷停止、強制積立金実施、あるいは政府の援助を得て、滞貨処理のための三次にわたる帝国蚕糸株式会社の設置・解散、糸価安定融資補償法の公布・発動、等が二〇年代にはなされた。⁽⁵³⁾ その他、中央会は、関東大震災の焼失生糸損害負担問題の解決、帝国蚕糸倉庫株式会社の設立などに取り組んだ。⁽⁵⁴⁾

中央会会長は、子爵清浦奎吾（一六～二二年）、子爵牧野忠篤（二四年）と続き、両者の下で副会長の地位にあった志村が、二四年から三〇年の死まで会長をつとめている。⁽⁵⁵⁾ 救済のための、政府資金の引出し、勸業銀行を通じての低利融資等を行なう上で、志村は中央会にとり欠くことのできぬ人材であったことは容易に想像できる。また、志村も

震災焼失生糸損害負担問題、生糸取引の合理化、日米間の生糸格付け問題、帝国蚕糸倉庫設立問題などでは、積極的に自らが指導性を發揮している。⁽⁵⁶⁾ 爵位を持つ清浦や牧野が、どちらかと言えば、飾りもの的存在であるのに対して、志村は実質的に中央会の活動をリードする指導者であった。

五 その他の諸団体

以上の他に志村のかかわった農業関係団体には、大日本蚕糸会、中央畜産会、帝国森林協会がある。先ず、大日本蚕糸会は、一八九二「明治二五」年成立の社団法人で、蚕糸業の普及・技術改良をめざし、総裁に皇族を戴く団体である。日露戦後急速に会員を増やし、二〇年には二二万四、五七〇名に達している。⁽⁵⁷⁾ 一九一四年の第一次大戦勃発による糸価下落に際して、本会の蚕糸業救済運動が蚕糸業同業組合中央会設立の契機となった。⁽⁵⁸⁾ 大日本蚕糸会が皇族を戴く以上、公然たる利益要求運動には当然限界があり、蚕糸会は技術の改良普及、中央会が農政運動に利益要求へと機能分担がはかられたのである。とはいえ、二〇年代半ばまで、両組織の役員の兼務を意識的に行なうなど、両者は密接な関係にあった。⁽⁵⁹⁾ 会頭は、一五年以降清浦奎吾がつとめ、志村は一五年蚕糸会の評議員、二一年から二五年まで副会頭、以後評議員となっている。

中央畜産会は、一五年に畜産組合法が成立し畜産業者の組織化が図られた際、その一環として民法上の社団法人として成立した。農商務省の道家斉や陸軍省馬政局長官浅川中将らが発起人となり、伯爵樺山資紀が会頭となっている。畜産会は畜産組合・連合会と個人会員によって組織され、⁽⁶⁰⁾ 家畜（牛馬羊豚）の改良普及とともに、家畜牛の登録事業を政府の補助金を仰ぎつつ行なった。⁽⁶¹⁾ 尚、志村は顧問にすぎない。

帝国森林会は、一八八一「明治一四」年創立の皇族を総裁に戴く大日本山林会に財政的援助を与えることを目指して、一九一九年民法上の財団法人として設立された。⁽⁶²⁾ 一七年以降、所得税法の解釈・運用をめぐる、森林所有者の

利益要求・運動が活発化し、二二年山林所得税に関する建議が衆議院に提出されるにいたるが、その過程で帝國森林会の成立を見ている。また二〇年代に、両団体は、木材関税による国内林業保護の運動を展開した。⁽⁶⁴⁾ 会長は二五年より男爵武井守正、会員は朝野の名士・林業技術者・学者・林業者よりなる。志村は、七〇名を越える評議員の一人にすぎない。⁽⁶⁵⁾

以上、こうした二〇年代の農業関係諸団体の展開の中で、農業諸政策の策定をめぐる政治指導が如何に行なわれたか、志村源太郎を軸として次章に於いて検討することとしよう。

(1) 日露戦後農政の基調が、戦後経営の財政問題(国債、就中外債の累積)に規定されて、蚕糸業の発達(輸出⇨正貨獲得)と米麦主穀の増産(輸入防遏⇨正貨流出阻止)におかれ、蚕種の統一・蚕病予防と、とりわけ米麦増産のための耕地整理⇨乾田化(⇨牛馬耕・耐肥多収穂品種の導入)を基軸とする農事改良とを、政府官僚主導の下で地主に依拠しつつ進めようというものであった。したがって、ここでは、上からの官僚主導の画一的な農事改良・農業技術普及の推進母体となる系統農会や大本蚕糸会、とりわけ地主層が依拠する系統農会が政策上中核的な地位におかれることとなった。もちろん、戦後経営の財源確保のための重税と米価の変動とに挾撃されて、没落の危機に瀕する中小農(天皇制国家の社会的基盤)を保護する政策として、産業組合設立が政府官僚によって奨励されていたのではあるが、それとても系統農会を通じて設立が奨励され、むしろ農会が産業組合の「哺育機関」となる関係にあったのである。尚、この点については、拙稿「一九二〇年代における自作農創設維持政策と小作立法の展開過程」(『名古屋大学』法制論集)一一一―一九八六年六月を、参照されたい。

(2) 系統農会による米麦主穀増産を中心とする明治農法の技術普及は、東北後進地帯に於いても、一九一〇年代に完了している。この点、日露戦後第一次大戦期に、耕地整理を中心とする「地主的」農事改良の進展によって、米作反収の安定化と小作料収取力の上昇が実現したことについては、清水洋二「東北水稻単作地帯における地主・小作関係の展開」『土地制度史学』七四号一九七七年 一五一―一八頁を参照。

(3) 二〇年代の産業組合の発展は、近畿型先進地帯に主導される信用事業の発展や、養蚕地帯の繭・生糸販売を中心とするものであって、農業倉庫を媒介とした米・繭販売の前進がみられるものの、産業組合による農産物市場の協同組合的再編は、概し

て停滞的であった。この点での産業組合の立ち後れをカバーするものが、系統農会に連なる、主に部落を単位とする農家小組合（出荷組合）の組織であった。末端町村農会の技術員設置・技術指導と結合した、それら農家小組合による蔬菜・果樹・畜産等の産地形成は、一八年から本格化する帝國農会の農産物販売斡旋事業と結合され、二〇年代に系統農会組織に主導された協同組合的市場編成を推進することとなる。したがって、二〇年代には、信用事業と農業倉庫を中心とする産業組合を、系統農会に主導された蔬菜・果樹等の販売斡旋事業が補充するという関係にあった（森武麿「農業構造」前掲『一九二〇年代の日本資本主義』二三五—二四一頁、および玉真之介「系統農会による農産物販売斡旋事業の地位と役割」『土地制度史学』九五号一九八三年を参照）。

(4) 玉真之介氏は、一九二二年の農会法改正に示されるような二〇年代農政の特質を、「産業組合に依拠して農政が展開された三〇年代とは対照的に、農会の事業の拡大強化に危機打開の方向を求めていたことを示す」ものとされている（同前三七頁註22）。本稿の立場よりいえば、農会の事業の拡大強化にも、というべきであろう。

(5) 三〇年代の産業組合の組織的拡充の中心課題の一つは、部落以下を単位とする農家小組合を通じて産業組合が全農民を組織・統制することであった。農家小組合を簡易法人とし、産業組合への加入資格を与えた一九三二年の産業組合法改正および産業組合拡充については、さしあたり、井上晴丸『日本資本主義の発展と農業及び農政』一九五七年 三五四—三六五頁、暉峻衆三『日本農業問題の展開 下』一九八四年 一七〇、一七四頁を参照。また、産業組合に先立って同様の措置をとった一九三一年の蚕糸業組合法による部落以下を単位とする養蚕組合の簡易法人「養蚕実行組合」への法認化については、棚橋初太郎『農家小組合の研究』一九五五年 四六頁を参照。尚、養蚕実行組合の法人化は、同時に蚕糸業団体の再編であり、蚕糸業同業組合中央会の解散、日本中央蚕糸会の設立として行なわれた。

(6) 三〇年代に、産業組合が政策の中軸に据えられたからといって、系統農会が組織的に衰退・弱化した訳でもなければ、ただちに農家小組合の農会系統から産業組合への編成替えが進んだ訳でもなかった。後者については、戦時体制に至るまで展開しなかったし、その過程はまた「農村内での経済事業（産業組合）と生産事業（農会）の役割分担が進む過程であった」（玉真之介「両大戦間期における系統農会の組織的発展と経営改善事業」『農経論叢』第四二集一九八六年 一八六—一八八頁参照）。さしあたり、本稿は、農林省などの政策意図を問題にしており、「農林省の政策意図をそのまま現実の実態と見間違」ってはならぬという玉氏の指摘（同前 一八六頁）を無視しているわけではない。

- (7) 産業組合中央会(三浦彦太郎)編『日本産業組合史』一九二六年 付録六二頁。
- (8) 前掲森武磨「農業構造」二二二・二三三頁参照。
- (9) 伊藤正直「農家経済と農村財政金融問題」前掲『戦間期日本の農村』六六頁。
- (10) 前掲森「農業構造」二三八頁。
- (11) 全国購買組合聯合会編『全購聯十五年史』一九三八年 六二・六三、六九頁参照。
- (12) 農林中央金庫調査部『農林中央金庫史』一、一九五六年 一〇七―一二二頁、二〇一―二二二頁、および千葉修「農村産業(信用)組合の系統的発展」前掲『大正期日本金融制度政策史』四二七―四四三頁参照。
- (13) 産業組合史編纂会編『産業組合発達史 第二卷』一九六五年 第六章二・三節参照。
- (14) 同前編『同書 第三卷』一三八頁以下を参照。
- (15) 二〇年代における産業組合大会の開催状況は以下の通り。
- | 大会順次 | 年 | 場 所 | 参加人員 | 大会順次 | 年 | 場 所 | 参加人員 |
|------|-------|-------|---------|------|-----|-----|--------|
| 第一六回 | 一九二〇年 | 宇治山田市 | 二、五〇〇名 | 第二二回 | 二六年 | 札幌市 | 五、〇〇〇名 |
| 第一七回 | 二一年 | 大分市 | 三、五〇〇名 | 第二三回 | 二七年 | 静岡市 | 六、二〇〇名 |
| 第一八回 | 二二年 | 東京市 | 一〇、〇〇〇名 | 第二四回 | 二八年 | 東京市 | 四、二〇〇名 |
| 第一九回 | 二三年 | 仙台市 | 三、〇〇〇名 | 第二五回 | 二九年 | 松江市 | 四、〇〇〇名 |
| 第二〇回 | 二四年 | 福岡市 | 五、〇〇〇名 | 第二六回 | 三〇年 | 岐阜市 | 三、〇〇〇名 |
| 第二一回 | 二五年 | 山口町 | 五、五〇〇名 | | | | |
- 第二一回までは、前掲『日本産業組合史』三〇九頁、それ以後は、『産業組合』誌二五二、二六五、二七二、二八四、二九七の各号の産業組合大会記事より作成。
- (16) 決議の内容については、前掲『産業組合発達史 第二卷』四七七―五二八頁を参照。
- (17) 前掲『日本産業組合史』三七七―三八〇頁、産業組合長協議会開催の一覧表より。
- (18) 栗原百寿「農業団体に生きた人々」前掲『栗原百寿著作集 第五卷』一一四・一一五頁参照。
- (19) 農会法改正の意義については、前掲玉「兩大戦間期における系統農会の組織的發展と経営改善事業」一九三一―一九六頁を

参照。本稿の以下の記述は、この論文に多く依拠している。
 (20) 「農会の普選化」の意義については、大門正克「農村社会構造分析」前掲『戦間期の日本農村』一三五—一三八頁を参照。

(21) 農林省農務局編『農会ニ関スル調査』一九二七年 四八頁。

(22) 同書 二六頁。

(23) 帝国農会史稿編纂会編『帝国農会史稿(記述編)』一九七二年 二四八頁。

(24) 前掲玉「系統農会による農産物販売斡旋事業の地位と役割」及び前掲同「兩大戦間期における系統農会の組織的発展と経営改善事業」の二論文を参照。

(25) 前掲『農会ニ関スル調査』三四頁。

(26) 同書 二八頁。

(27) 同書 三四頁。

(28) 前掲『帝国農会史稿(記述編)』二四一頁。

(29) 前掲『農会ニ関スル調査』一七頁。

(30) 一九二四年に、都道府県農会長における民間と官吏の人数は、それぞれ二七人对二〇人。郡農会長では、同じく、二四五人对三〇〇人となっている。同書 一五・一六頁参照。

(31) 前掲『帝国農会史稿(記述編)』一七三・一七四頁。

(32) 同書 二九八—三〇〇頁参照。

(33) 前掲宮崎「大正デモクラシー期の農村と政党(一)」一五四頁。

(34) 前掲宮崎「同(三)」一二七及び一三三・一三四頁参照。

(35) 前掲矢作「志村源太郎氏の逝去を悼む」七一頁。

(36) 前掲『帝国農会史稿(記述編)』二三一頁。尚、志村が特別評議員から顧問に退いた理由については、時の田中政友会内閣が民政党系と目された志村を嫌ったのか、志村が政党に侵食され農政運動化した帝国農会を嫌ったのか、もっと単純に産業組合中央会および蚕糸業同業組合中央会の会頭就任によって物理的に兼務が困難になったものか、この点については明らかでない。

かになし得ない。

- (37) 財団法人日本食糧協会編『大日本米穀会史』一九五八年 一頁参照。
- (38) 同書 八一—一〇頁。
- (39) 同書 四〇頁および九一頁。
- (40) 建議の内容については、同書第三編資料、「米穀大会決議建議事項」参照。
- (41) 同書 九〇頁。
- (42) 同書 二五〇—二五六頁参照。
- (43) 同書 二六一頁。
- (44) 設立の沿革については、前掲『蚕糸業同業組合中央会史』 一一九頁参照。また、初年度における加盟組合数については、同書一八頁。
- (45) 尚、他に蚕糸業を含み蚕糸・蚕種・生糸業よりなる蚕糸同業組合連合会も五連合会ある。同書 一七・一八頁。
- (46) 同書 二九頁。
- (47) 澤村康『農業団体論』一九三六年 一三二頁。
- (48) 前掲『蚕糸業同業組合中央会史』 二九—三三頁参照。
- (49) 同書 七八—八〇頁。
- (50) 同書 六九・七〇頁。
- (51) この協議会については、蚕糸業同業組合中央会（居初寛二郎）編『日本生糸格付け技術協議会議事録』一九二八年を参照。
- (52) この点については、前掲『蚕糸業同業組合中央会史』第三章第四四節の二「総会決議並処理」を参照。
- (53) 同書、第三章第一一節「糸価安定に関する対策」を参照。
- (54) 同書、第三章第一四節「関東大震災の善後協議」および第一八節「帝国蚕糸倉庫株式会社の設立過程」を参照。
- (55) 同書 二五頁。
- (56) これらの活動については後述。
- (57) 大日本蚕糸会編『創立三十年大日本蚕糸会記念録』一九二五年 七〇頁。

- (58) 農林大臣官房総務課編『農林行政史 第三卷』一九五八年 一〇五六頁。
- (59) 加賀山辰四郎『蚕絲業同業組合中央会回顧』一八八号 一九三三年三月 一—四頁参照。
- (60) 前掲『農林行政史 第三卷』 二七四・二七五頁。
- (61) 農林水産省百年史編纂委員会編『農林水産省百年史 中巻』一九八二年 五〇頁。
- (62) 農林大臣官房総務課編『農林行政史 第一巻』一九五七年 一二六九・一二七〇頁。
- (63) 同前、および、前掲『農林水産省百年史 中巻』 四一四頁。
- (64) 西尾隆『日本森林行政史の研究』一九八八年 二三四—二三七頁参照。
- (65) 『帝國森林会会報』二二二号一九二五年一月 二五—二七頁。

〔付記〕 本稿作成のための資料収集について、古桑実（協同組合図書資料センター）、生田厚子（家の光協会）、田中重臣（財団法人生糸協会）の三氏には、大変お世話になり、かつご迷惑もおかけしました。記して謝意を表わしたく思います。